

令和 7 年 第 1 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 7 年 8 月 2 6 日（火）午後 1 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	内 野 雅 晶
教育長職務代理者	天 野 安喜子
委員	森 本 勝 也
委員	伊 藤 真 弓
委員	松 山 隆 之

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	木 村 美由紀
	教育指導課長	大 川 千 章
	学校施設課長	栗 間 大 介
	教育相談以外長	百 々 和 世
	統括指導主事	田 中 将 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係主査	樽 川 翔 平

内野教育長	<p>開会時刻 午後1時30分</p> <p>それでは、ただいまから、令和7年第16回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日は、1名の方から傍聴の申し出がございました。事務局は、傍聴人を入室させてください。</p> <p>日程第1、署名委員を決定します。本日は、森本委員さんと伊藤委員さんをお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第44号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてですが、本議案は教育に関する予算、条例案について、令和7年第3回江戸川区議会定例会で審議するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。本件は議会に上程する前の議案に関することでもありますので、政策形成過程にある案件として、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>挙手、賛成多数と認めます。本案件は秘密会として取り扱います。審議は、本日の公開案件の後に行いたいと思います。</p> <p>なお、第44号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能といたします。</p> <p>次に、第45号議案、江戸川区小中学生新聞感想文コンクール開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを審議いたします。</p> <p>内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
大川教育指導課 長	<p>それでは、私から、教育委員会後援名義の使用承認についてのご説明をさせていただきます。存じます。</p> <p>まず、申請書をご覧ください。こちらにつきましては、一般社団法人東部読売会から江戸川区小中学校新聞感想文コンクールについて、後援名義の使用申請がございました。こちらについての事業目的でございますが、江戸川区内の小・中学生が新聞を通じて、社会や時事に関心を持ち、読解力、表現力を高めることを目的として行うものとなっております。</p>

また、日々の新聞に触れる機会を設けることで、健全な読書習慣の醸成及び家庭、学校教育の充実に資するものとしてございます。

実施時期につきましては、令和7年10月15日の水曜日から12月6日土曜日までの52日間で執り行うものとなっております。こちらにつきまして、最後、表彰を行います。こちらにつきましては、グリーンパレスの孔雀の間で行う予定となっております。実施規模につきましては、区内の小・中学校に通う4～6年生の児童と、中学校の全生徒を対象としてございます。経費徴収はございません。

続きまして、資料として、江戸川区教育委員会後援名義使用申請書類についてをご覧ください。詳細についてはこちらに記載がございますとおりでありますが、実施期間として、まず生徒からの作文等の募集が10月15日から21日の間で募集を行います。そして、表彰が12月6日土曜日にされるという構成になってございます。表彰の内容については、小学生の部と中学生の部、それぞれ最優秀賞、優秀賞、入賞を決定するというような取り組みになってございます。審査方法につきましては、読売新聞社、東部読売会と教育委員会事務局によって審査が行われて表彰に至るというような取組となっております。

こちらについて、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

それでは、この件に関しまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

天 野 委 員

まず、一つ質問ですけど、今回が第1回、初めてとなりますでしょうか。

教育指導課長

初めてでございます。

天 野 委 員

ありがとうございます。その中で、いくつかご質問をさせてください。

この新聞に対しては、私、個人的にはここに書いてある目的プラスアルファ、今は自分の好きなものだけをインターネットで調べてということもあって、老若男女の共通話題が欠けているなどという中では、新聞という大きな媒体の中で、いろんな方と共通話題ができるということもかなりいいんではないかということで、この企画、とても応援しています。

ただ、この表彰の、幾つかあったんですけども、1個に絞りますね。表彰の中に副賞、ちょっとぱっとこれ気にしたときに、トロフィーは別としま

	<p>しても、旅行券・記念品等15万円に各賞副賞というところがあって、この金額が小・中学生に対して、はっきり言うと高くないか、いい値段だなという、教育委員会が選択する、いい作品を決めていくにも関わらず、こういった高額な金額の副賞があつていいのかなと、ちょっと思ったものですから、その辺教えていただけますか。</p>
教育指導課長	<p>良い取組だということで、ありがたく、ご意見はいただいたところですが、こちら、予算書のほうをご覧くださいますと、読売新聞社のほうで副賞としての企画ということで、社のほうでこちらを生徒たちに賞として渡したいということで決定されたものというところの認識になっています。新聞の記事に関するコメントについては、私たちのほうで審議を行うんですが、それ以外のところは読売新聞社内で決定している事項かなと認識してございます。以上でございます。</p>
天 野 委 員	<p>ありがとうございます。</p> <p>読売新聞社が決められているというところですので、お口添えというか、そういうことはできないということを理解しました。ただ、やはりですね、15万とか、1回出してしまうと、これがもうここは変えることはできないんでしょうけれども、もし検討する余地があるのであればということで、こちらからご意見じゃなくて、そんな話もありました程度でも構いませんので、お伝えいただけると。ちょっと大人の金額かなと思ってしまいますから、教育委員会の中ではどうかしらと思ったところです。以上です。</p>
教 育 長	<p>後援名義使用申請書類の2ページ目のところの大きな2番、事業計画・内容のところを読んでいくと、最優秀賞1名で旅行券・記念品という副賞がありまして、それは小学校4年生から6年生の部で、また中学生の部も同じように、最優秀賞1名、旅行券・記念品と副賞がありまして、あと、優秀賞、入賞の副賞というのはそれぞれ書いてあるようなんですが、最後のページの予算書のところはトロフィー・盾、賞状は予算が別になってまして、副賞の旅行券・記念品代がトータルで15万円になってるかもしれないですね。</p>
天 野 委 員	<p>各賞がそれぞれ15万円ずつではなくて、全部まとめた金額ですか。</p>
教 育 長	<p>これ、足し算してみると、52万円になりますので、15万掛ける人数分</p>

天 野 委 員	<p>ではなさそうな感じはしますね。</p> <p>であれば、多分1万円ぐらいですかね。分かりました。であれば、納得しました。15万円高いなと思ったものですから。</p>
教 育 長	<p>私もちょっと同じ思いだったんですけど、旅行券、子どもに持たせたって1人で旅行行けなくて、どうするのか。商品券なり旅行券もらっても困っちゃうかなと思うんですけども。副賞が何か、記念品というのは何か子ども向けのあるんじゃないかなと拝察いたします。</p> <p>そんな感じでよろしいでしょうか。</p>
天 野 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
伊 藤 委 員	<p>また、あれですけれども、一つは募集期間が10月になってますが、お子さんたちへの告知期間というのは夏休み明けにということでしょうか。夏休みが8月までと、読書感想文といろいろな課題をやる中で、夏休み明けにすると、やりたくても期間が、秋は行事が結構たくさんあるので、一人ひとりが挑戦する時間を確保してあげる。読売新聞のあれですけれども、できるだけ早く教えてあげたほうがいいんじゃないかなと思いました。それが1点なんですけれども。</p> <p>それで、もう本当にこの新聞を読む、また、そのことについて日常でもすごく大事なことになるので、すばらしいなというふうに思いますし、また、教育委員会が後援ということで、すごく参加してくださる方もいるのではないかなと思うんです。</p> <p>1点、ちょっと心配だったのが、入賞した方とかの記事を新聞紙上に載せるかどうかというのは、特にここに書いていないような気がするんですが、何となく載せそうな気がするんです。その場合は、やはり子どもたちの文ですので、個人情報とか、それによって、新聞でいろんな方が見てしまうので、いろんな事件につながらないように対策がやっぱり区としてやっていかなければいけないんだろうなというふうに思いました。</p> <p>すみません、質問じゃなくて。</p>
教育指導課長	<p>ありがとうございます。まず、周知方法についてのご質問でございますが、こちら、添付の資料の中に、ポスター、チラシということで、子どもたちに配布させていただく資料も添付させていただいておりますが、9月の末から</p>

<p>教 育 長</p>	<p>10月にかけて周知を行っていくということで、このチラシを配布することを段取っているところでございます。</p> <p>続いて、子どもたちの募集作品の取扱い、掲載していくかという点につきましては、こちら、添付の資料に募集要項が載っております。そちらの2ページに、こちらの紙面、新聞紙上で作品を掲載させていただくこともございますということで、まず、そういう可能性があるよということを周知した上で作品を募集するという段取り、手続きを踏んでまいりますので、まずはそういった掲載の可能性があるということを理解していただいた上で、作品をご提示いただくというような流れにはなるかと思いますが、学校のほうへの大丈夫でしょうかということで、審査が終了した段階で、一度、保護者の方にご理解いただくという手続きは踏みたいと考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>松 山 委 員</p>	<p>こちらでお伺い、いくつかあるんですが、まず、新聞記事につきまして、これは紙媒体のものに限るとかデジタルのものも含められているのかという点と、あと読売さんという1社が実施となっている様子なんですけれども、その記事というのは、他社の記事を含めた審査によるのかという。それから、最後に、後援名義の申請ですけれども、審査員に教育委員会が入っている、これは今までこういった形があったのかどうかということをお伺いよろしいでしょうか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>まず、新聞記事の紙面のみかどうかというところにつきましては、こちら、先ほどの応募要項の中の応募形式というところに提示させていただいているところがございますが、新聞記事のスクラップをご提示いただくということになりますので、実際の記事と、その感想文を一体的に見るという取組になっているので、まず紙面がベースとしてはあるような状態になっております。まず、記事原稿の提出があるということが求められております。大きすぎて貼りきれないというような場合は折りたたむことということなので、まずは紙面が原則であると。ただし、こちらについては実際の新聞記事が読めない、あるいは購読の対象になってないご家庭もあることから、無償で新聞会社のほうで紙面を学校のほうにお送りする等の手配をするということをお伺いしておりますので、広く読んでいただけるような場面を設定しての取組となっております。</p>

	<p>続いて、他社の記事でもよいかというところあたりは、何々新聞を読んで感じたことということになりますので、読売新聞社以外の記事であっても広く受け付けるというような状態になってございますので、これは読売新聞社に限った読者の提示ではないというようなことが大前提となっているものでございます。</p> <p>最後は何でしたっけ。すみません。</p>
松山委員	<p>後援名義に対して、審査に教育委員会が携わるというところ。</p>
教育指導課長	<p>こちらの教育委員会がその中に携わるというのは、今回は初のケースでございます。読書科もやっているということや、よむy o m uワークシート等の取組で、実質、読書ということと読解力を高めるということが本区の教育の中の重点とされているところから、教育委員会のほうも一緒に取組を進めてほしいというようなお願い事もございましたので、私たちのほうも一緒になって子どもたちを審査するというようになりました。</p> <p>以上でございます。</p>
松山委員	<p>初めての審査ということで、他社等いろいろ確認をさせていただきました。意見でした。</p>
天野委員	<p>ちょっとこれ質問なんですけど、学校に新聞を取り寄せてというかという話ですけれども、記憶の中では、本区って各校に新聞って、予算組んでもう置いてなかったでしたか。</p>
教育指導課長	<p>はい、置いてございます。ただし、実際にそうやって多数の児童・生徒さんが読まれると、なかなか手元に記事が読みたい時期に読めないということも発生するというご確認させていただいたところ、そういうふうにならないように、それ以外にも、もう少し部数を多くセットさせていただきたいというお申し出がございました。</p>
天野委員	<p>ありがとうございます。各学校に、やっぱりこういった、いい意味での新聞を読むというところで習慣づけていただくということで、そういったところも活用していただいて、子どもたちには参加していただければと思います。</p> <p>以上です。</p>

教 育 長	<p>ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、ほかにはないようですので、第45号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第46号議案、令和8年度、小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択についてを審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	<p>続きまして、私のほうから令和8年度の小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択についてのご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、配付資料となります、江戸川区立学校教科用図書の採択要綱をご覧くださいと思います。こちらについては、本要綱の第6条に基づきまして、令和8年度の本区の小・中学校特別支援学級、知的障害学級における教科用図書の採択について、ご審議をいただくという申し出でございます。第2項に示されてございますとおり、小・中学校ともに知的障害の特別支援学級においては、通常の学級と同様に、文部科学省の検定を行った当該学年の教科書を使用することが原則というふうになってございます。さらに、第3、4項にあるとおり、必要に応じて下の学年の教科書を使用したり、また、文科省が特別支援学級用に作成した図書ということで、通称星本と言われていたものになりますが、それや書店等で販売されている一般図書を利用したりすることもできるとなっております。この場合は、学校長の申請に基づきまして、教育委員会で決定されるということになってございます。</p> <p>お手元の令和8年度、小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択についての資料は、本区の小・中学校の知的障害特別支援学級の設置されている学校長のほうから申請された内容を取りまとめたものとなっておりますが、こちらについては、全ての学校が通常の学級と同じ教科書を使う検</p>

	<p>定本のための申請という結論になってございます。</p> <p>以上、学校からの申請のとおりでよいかどうか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>ご説明は、以上でございます。</p>
教 育 長	<p>何かご質問等ありましたら、お願いいたします。</p>
天 野 委 員	<p>今まで、学校の教科書って統一していたと思うんですけども、そこで不備があるとか、そういった現場から上がってくるご意見というのがあったんでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>特段、そのようなお声はございませんでした。</p>
教 育 長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p>
森 本 委 員	<p>要するに、先生方で決められるということなんでしょうね、教科書。</p> <p>昨年、中学校でしたか、採択しましたけど、我々の自宅に送られてきてというのがあったんですけど、じゃなくて先生方がセレクトされるということですよ。</p>
教育指導課長	<p>おっしゃるとおりで、先生方、学校の申請ということになりますので、先生方でご協議していただいたものを学校長が審議していただいて、教育委員会で取りまとめるということになりますので、学校の裁量で申請ができるというシステムになってございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、資料のほうの一般図書等の採択に関する細目等もございますけれども、今のご質問にも関わりますけれども、各学校が用いたいとする一般図書などの、あくまでも徹底、この資料のですね、特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定に関する一般図書（絵本等）という、採択に関する細目ですけども、ここで1番目に書いてありますけれども、一般図書</p>

	<p>(絵本等)を採択するにあたっては特別支援学級を設置する学校の校長からの申請を踏まえ、教育委員会が決定するというごさいますので、正式に解釈しますと、校長が学校の状況を取りまとめて教育委員会で決定するという流れになります。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、ほかにご意見等なければ、第46号議案についてはこのとおりの決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
飯田教育推進課 長	<p>それでは、教育委員会後援名義等使用申請について、ご報告を申し上げます。教科用図書採択のページのあと、大体63ページ、64ページぐらいから始まる資料になります。横版の使用申請一覧をご覧いただければと思いますが、今回3件のご報告がございします。</p> <p>1件目の申請、今回2回目の申請になりまして、行事名が、こどもフリマ。申請者は、一般社団法人江戸川南法人会青年部でございします。事業の目的は、子どもたちが物品や金銭をやり取りすることによって、税金への理解やお金の重要性の理解を深めやすい環境をつくるというものでございします。実施日時は、令和7年11月9日(日)。会場は、船堀駅前トキビル。事業の対象は一般区民でございまして、経費の徴収、賞状・副賞等はございしません。</p> <p>2件目の後援名義申請は、今回48回目の申請でございします。</p> <p>行事名は、第53回江戸川区吹奏楽連盟定期演奏会でございします。申請者は、江戸川区吹奏楽連盟理事長。事業の目的は、江戸川区の吹奏楽の文化交流拡大、区内中学生の吹奏楽技術向上を目的とするものでございします。実施日時は、令和7年9月14日(日)。会場は、江戸川区総合文化センター大ホールでございします。事業の対象と範囲は、加盟団体・中学校一般吹奏楽団・</p>

一般区民でございます。経費の徴収、賞状・副賞等はありません。

3件目につきましては、今回42回目の申請になります。行事名は、第58回江戸川区PTAコーラス交歓会でございます。申請者は、江戸川区PTAコーラス実行委員会委員長。事業の目的としましては、各学校の日頃の活動の成果を発表し、互いに交流・親睦を深める。また、地域の方との交流をはかるということで、参加校につきましては、小松川小学校、西一之江小学校、北小岩小学校、松江第二中学校、また、PTAコーラス有志でございます。実施日時は、令和7年11月9日（日）。会場は、江戸川区総合文化センター小ホール。事業の対象は、江戸川区立小学校・中学校のPTAコーラスでございます。経費、賞状等はありません。

次のページをご覧くださいますと、企画書等を掲載してございます。こともフリマにつきましては、企画書、予算書の次に、カラーの横版の資料がございませぬので、そちらをご覧くださいませぬと思ひます。中ほどにございませぬように、目的としましては「子どもたちだけのフリーマーケット」「お金を理解する」「リサイクル意識」「コミュニケーション能力の向上」ということとでございませぬして、その次のページにチラシを掲載してございませぬ。中ほど、紫の帯のところをご覧くださいませぬと「子どもだけのフリーマーケット 全部自分で！お店やさん体験」ということとで、お店屋さんもそのお客さんも子どもだけ。商品の準備から販売まで全て子どもだけでチャレンジをするというものでございませぬ。出店できる人は、小学校3年生から6年生。出店料は無料。お買い物できる人は、小学生から中学生となります。売れるもの、売れないもの等につきましては、チラシのとおりとでございませぬ。

続いて、吹奏楽連盟定期演奏会の添付資料としましては、企画書並びに予算書を添付させていただきます。企画書にございませぬように、吹奏楽文化の交流拡大のために実施をするものになりませぬして、事業計画・内容にございませぬように、各団体20分の演奏時間ということとで、前半7団体、後半9団体、演奏を行う予定とでございませぬ。予算書につきましては、ご参照いただければと思ひます。

続いて、PTAコーラス交歓会の企画書とでございませぬすが、事業の目的にございませぬように、日頃の練習の成果を発表し、鑑賞し合うことにより、合唱の技術向上と参加校間の交流、親睦を深めるというものでございませぬ。

事業の内容と、2番にございませぬように、各学校1校あたり10分の持ち時間にて発表を行い、各校及びコーラス有志による合唱を行うというものでございませぬ。次のページに予算書を参考につけさせていただきます。

ご報告は以上とです。

教 育 長	<p>それでは、3件、ご説明をしていただきました。</p> <p>それでは、ご質問をお受けしたいと思います。まず、1点は、こどもフリマに関して、何かご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
伊 藤 委 員	<p>質問ではなく、感想なんですけど、今回初めて見させていただいて、子どもたちが収支バランスシートまで携わっていくんだということにびっくりし、すごく楽しくお金の使い方、また、大事にする心を育む大チャンスではないかなというふうに思い、すごく重要だと思いました。</p> <p>以上、感想です。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p>
松 山 委 員	<p>法人会さんの質問なんですけど、子どものみで行うということですが、28ブースあって、小学3年生から現金を扱っての売り買いだと思うんですけども、これは各ブースに個人単位の大人は補佐がつく様子になるんでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>当然、法人会の皆さんが補佐につく。ただ、人数までちょっと確認してないんですが、全く子どもだけではなくて、サポートしながら運営します。</p> <p>以上です。</p>
松 山 委 員	<p>一般の方は、大人が入るということですね。安心しました。</p>
教 育 長	<p>ほかにも、こどもフリマについて、何かありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>また、何かありましたら、後ほど。</p> <p>じゃあ、2件目、江戸川区吹奏楽連盟定期演奏会について何かありましたらお願いいたします。</p>
天 野 委 員	<p>区内中学生の吹奏楽というところで、結構、全国というか、もう活躍してる学校があったかと思うんですけど、そういった学校もこの会の参加をしてく</p>

	<p>ださるのか、ちょっとその辺、教えていただけますでしょうか。賞をとったところってあったような記憶があったものですから、そういった学校もこういったところに参加していただければ、いろんな意味での学びにもなりますし、水準も上がっていくのかななんて思ってお話させていただいております。</p>
教育推進課長	<p>ここではすみません、今ちょっと手元の資料ではないんですけども、昨年度につきましては、17団体ということで、様々な中学校からあったと思います。あとは、当然、大会に出場されるような学校も出場していただいていたと思うんですけども、大会の時期に近い学校は大会に集中して、ちょっと違う時期の大会を目指している学校はこちらに出てというような形ですみ分けをされているというふうにお話を伺ったことはあります。</p>
天 野 委 員	<p>ぜひ江戸川区のところ、吹奏楽部が全体的に水準が上がるよう、そして、いい音楽を耳で学ぶということもとても大切なので、できる限り参加していただくように促していただければと思っております。</p> <p>以上です。</p>
教 育 長	<p>私からでありますけども、江戸川区は吹奏楽部の活動、大変盛んでございます。私も東京都全体を見渡しても、とても盛んな区だと思っております。例えば、区民まつりなど、式典のときに合同吹奏楽演奏などありまして、10校ぐらいの学校が出て400人ぐらいの規模で演奏するような、結構、圧巻な演奏があります。それから、コンクールも学校規模によって大きな編成ができる場所もあれば、小さくなってる学校もありますけども、それなりに皆さんコンクールに出て頑張ったり、コンクールに出なくても、すてきな響きを味わったりしているかなと思います。</p> <p>全国的に有名な名前が、知れているような中学校もいくつかありますけれども、そういった学校もこの演奏会に出てきたり、それから、この団体さんは冬にアンサンブルフェスティバルというのをまたやってまして、そちらのほうにも各学校が、中学校、参加しているような状況がありますので、とても学び合いの場にもなっているかなというふうに思います。</p> <p>では、吹奏楽連盟の定期演奏会について、ほか何かありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、最後に、江戸川区PTAコーラス交歓会について、何かご質問等ありましたら、お願いします。</p>
天 野 委 員	<p>すみません。その一個前、ごめんなさい。もう一つ伺いたかったんです。吹奏楽のほうで、実施日時が9月14日ってもうすぐなんですけど、割と喫緊に後援名義というのを、もしここでうーんなんて思ったときに、どういうご対応をされるのかなってちょっと心配になったんですが、期日って結構、こう切羽詰まっていたんですか。</p>
教育推進課長	<p>例年は、もう少し余裕を持って申請いただいていたんですけども、今年は団体さんのほうのご都合だと思いますけれども、この時期になりましたので、次回以降はもう少し余裕を持っていただければというご案内をさせていただいたところでございます。</p>
天 野 委 員	<p>そうでしたか。ありがとうございます。ちょっと心配したものですから。ありがとうございました。</p>
教 育 長	<p>それでは、PTAコーラス交歓会、何かご質問等ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、こどもフリマから3点、ご意見等もいただきまして、また補足がありましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、この件に関しましてのご質問等は以上といたしますので、ほかにご意見等なければ、この件については報告事項を了承したいと思います。</p> <p>次に、教職員の人事についての報告にまいります。人事に関する案件でありますので、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>教 育 長</p>	<p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> <p>ありがとうございます。賛成多数でございますので、本案件は秘密会といたします。審議については、本日の公開案件の後に行いたいと思います。</p> <p>次に、いじめ重大事態調査結果を受けての教育委員会の対応についての報告にまいります。個人が特定されるなどの影響が懸念されることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議をしたいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> <p>ありがとうございます。賛成多数と認めます。本案件は秘密会として取り扱います。</p> <p>それでは、これより会議は秘密会となりますので、傍聴の方々のご退席をお願いしたいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>教 育 長</p>	<p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p> <p style="text-align: center;">〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p> <p>それでは、第44号議案ですね、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを審議したいと思います。内容について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>最初に、公印のついた資料をご覧ください。</p> <p>教育に関する事務の議案についてということで、令和7年第3回区議会定例会に提出予定の議案につきまして、法律第29条の規定により、意見聴取が行われたものでございます。内容は、記書きの2点であります。1点目は、令和7年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。2点目は、江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例中、教育の事務に関する部分でございます。</p> <p>次のページが補正予算の資料でございます。令和7年度第4号補正予算概要（教育費）案をご覧ください。</p> <p>今回の補正予算につきましては、教育推進費の子ども未来教育基金積立費ということで、1万1,000円の補正をするものでございます。こちらは</p>

内容の欄にございますように、寄付のお申し出をいただいたものを基金に積み立てをするというものでございます。

続きまして、次のページでございますが、江戸川区附属機関の設置に関する条例の新旧対照表をつけさせていただきましたが、はじめに、口頭で概要をご案内させていただきます。

まず、この条例にあります附属機関でございますが、いわゆる江戸川区、または教育委員会から諮問、答申を行うような、そういった調査機関といたしますが、審査、調査を行う会議体のことを附属機関ということで位置づけてございます。今回、改正の趣旨につきましては、いじめ対策防止推進法に規定する重大事態に関する調査を実施するための附属機関ということで、教育委員会の附属機関であります江戸川区いじめ問題対策委員会を設置すること。また、意見聴取の内容ではございませんけれども、参考に区長の附属機関として、いじめ問題再調査委員会の設置を行うというものの2点でございます。学校におきまして、いじめによって児童、生徒が重大な被害が生じた場合には、いじめ防止対策推進法に基づきまして、重大事態調査ということで調査を行います。現在は、江戸川区並びに教育委員会の附属機関であります、子どもの権利擁護委員のほうにこの重大事態の調査をお願いしているところでございますが、重大事態の件数が近年多くなってきたこと、また、子どもの権利擁護委員の本来の仕事もまた相談を受けるところも多々ありますことから、この子どもの権利擁護委員に重大事態の調査を委ねていくことが難しい状況になってまいりました。あわせて、いじめ防止対策推進法におきましては、地方公共団体の長がいじめ重大事態調査のその後に再調査を行うことができるという規定があるんですが、現在はこの再調査を行うための附属機関の定めがなされていないというのが江戸川区の現状でございます。

そこで、重大事態調査を実施する教育委員会の附属機関としての江戸川区いじめ問題対策委員会を設置することと併せて、再調査を実施するための区長の附属機関として、江戸川区いじめ問題再調査委員会を設置するところが今回の改正の趣旨でございます。

新旧対照表をご覧くださいますと、別表ということで、1番のところ、区長の附属機関表がございまして、その一番下のところに、江戸川区いじめ問題再調査委員会というところで規定をしてございます。

法律第30条第2項の規定に基づく調査ということで、5名以内の委員で、委員の任期は、任命の日から調査の報告、完了する日までということでございます。

次のページ、2ページ目には、教育委員会の附属機関の表の一番最後に江

	<p>戸川区いじめ問題対策委員会ということで、法律第28条第1項の規定に基づく調査に関することを所掌してございまして、議員の人数は5名以内、任期は2年ということでございます。付則にございますように、この条例は公布の日から施行するというので、準備ができ次第、運用を開始させていただければというところでございます。</p> <p>本議案についての説明は以上になります。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、教育に関する事務の議案についてということで、意見の内容があったかと思いますが、まず1点目の、令和7年度江戸川区一般会計補正予算中、教育の事務に関する部分についてのご説明もありましたが、それについては何かご質問等ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、2点目の江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例中教育の事務に関する部分についての部分について、何かご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
天 野 委 員	<p>この調査委員会の方々に、法に詳しい方が中心になられる。ちょっとまだ多分そのときそのときで趣が変わってくるのかもしれないんですが、基本的には法にお詳しい方と教育、教育委員会からは、皆さんからは選ばれなくて外ということですよ。法に詳しい方が中心ということになるんでしょうか。</p>
百々教育相談センター長	<p>今、構成の人員のほうを、推薦のほうを進めている最中なんですけれども、法律家を2名、あと学識経験者を1名、心理職を1名、そして、医師を1名の計5名を今検討しております。</p>
天 野 委 員	<p>医師というのは、精神科医か、そういったことを区切らずに、医師。</p>
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	<p>現在、推薦依頼を医師会にかけているんですけども、児童精神を専門にされてる方を推薦させていただければと思います。</p>

天 野 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	ほか、ご質問等ありましたら、お願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ほかにならないようでしたら、第44号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕
教 育 長	秘密会はここまでとします。 以上をもちまして、令和7年第16回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後2時21分